

② 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

事例2

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方(6ページ)を参照して書いてください。

- 提出先、提出日、申告年分(0□に「2」と書き)、空白部分(「確定」と書き)を書きます。
- 住所(事業所などを含みます)、マイナンバー(個人番号)、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号(市外局番から書いてください)。
- 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます)。

③ 第二表を作成します。

作成に当たっては、【事例1】の記載例(7ページ)を参照してください。

④ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額は、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の15ページから24ページで計算できます。

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書B第一表

令和3年2月16日 令和02年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA2200

住所 B市〇〇町1-12-501

氏名 関東 信子

職業 会社員

収入金額等

収入金額等	金額
給与	700,000
公的年金等	150,000
雑業務	150,000
所得から差し引かれる金額	480,000
所得金額	480,000

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額
給料	700,000	150,000	480,000	0

⑬欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から⑳欄の記載を省略し、㉑欄に源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」欄の金額を記載することができます。この事例では、㉑欄の記載を省略しています。

収入金額等 所得金額等

パート収入は給与となりますので、これらの欄についても記載する必要があります。

給与所得の金額は、63ページの「1 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例の場合には、「給与所得の源泉徴収票」から左のように転記できます。

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

⑤ 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記します。

事例2

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和02年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) FA2400

住所 B市〇〇町1-12-501

氏名 関東 信子

収入金額

収入金額	金額
譲渡所得	4,100,000
所得金額	1,200,000

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

	一般株式等	上場株式等
譲渡による収入金額		4,100,000
その他の収入		
小計	4,100,000	4,100,000
取得費(取得価額)	2,883,000	
譲渡のための委託手数料		17,000
小計	2,900,000	2,900,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額		
差引金額	1,200,000	1,200,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除		
所得金額	1,200,000	1,200,000
本年分で差し引く上場株式等による繰越損失の金額		
繰越控除後の所得金額	1,200,000	1,200,000

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額 所得金額

「上場株式等の譲渡」欄の金額は、左のように「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記してください。

- 添付書類
- 「確定申告書」に次のものを添付する必要があります。
- 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合
 - 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
 - 「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」の適用を受ける場合
 - 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
 - 所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)
- 注) 申告をする取引が一の特定口座のみの場合
- 「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

第一表の所得金額等「⑫合計」欄に記載した金額（14ページ参照）と所得から差し引かれる金額「⑲合計」欄に記載した金額（14ページ参照）を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額（赤字の場合は0円）－ ⑲欄の金額
= A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦⑤欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑥④欄から⑦④欄までの金額を、対応する⑦⑥欄から⑧②欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑥④欄から⑦④欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑥欄から⑧②欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（赤字の場合も含まれます。）は記入の必要はありません。

この事例の場合、⑲欄の金額（480,000円）が⑫欄の金額（150,000円）から引ききれませんから、その引ききれなかった金額（330,000円）を⑦⑦欄の金額（1,200,000円）から引き、その残額である870,000円を⑦⑧欄に書きます（⑦⑧欄には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑬欄から直接転記はしません。）。

「税額」の計算

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも15%（他に住民税5%）ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦⑧欄) 所得税の税率 分離課税の所得金額に対する税額
【上場株式等】 870,000円 × 0.15 = 130,500円

.....(⑧⑥欄に書きます。)

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

短期譲渡一般分	⑥④	
短期譲渡軽減分	⑥⑤	
長期譲渡一般分	⑥⑥	
長期譲渡特定分	⑥⑦	
長期譲渡軽減分	⑥⑧	
一般株式等の譲渡	⑥⑨	
上場株式等の譲渡	⑦⑦	1 200 000
上場株式等の配当等	⑦①	
先物取引	⑦②	
山林	⑦③	
退職	⑦④	
総合課税の合計額(申告書B第一表の⑫)	⑫	1 500 000
所得から差し引かれる金額(申告書B第一表の⑲)	⑲	4 800 000
課税される所得金額		
⑫ 対応分	⑦⑤	0 00
⑬ 対応分	⑦⑥	0 00
⑭ 対応分	⑦⑦	0 00
⑮ 対応分	⑦⑧	8 70 000
⑯ 対応分	⑦⑨	0 00
⑰ 対応分	⑧①	0 00
⑱ 対応分	⑧②	0 00

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

⑦⑤ 対応分	⑧③	
⑦⑥ 対応分	⑧④	
⑦⑦ 対応分	⑧⑤	
⑦⑧ 対応分	⑧⑥	1 305 00
⑦⑨ 対応分	⑧⑦	
⑧① 対応分	⑧⑧	
⑧② 対応分	⑧⑨	
⑧③から⑧⑨までの合計(申告書B第一表の⑬に転記)	⑧⑩	1 305 00

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の25ページから30ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右部)

FA2200		
確定申告書B		
△△△×××××	3 39.08.04	
カントウ ノブ コ		
名 関東 信子		
会社員	関東越郎 妻	
整理番号	電話 000-△△△-XXXX	
課税される所得金額(⑫)又は第三表上の⑫に対する税額又は第三表の⑲	③① 1 305 00	
配当控除	③②	
政党等寄附金等特別控除	③③	
住宅耐震改修特別控除等	③④	0 0
差引所得税額(③①-③②-③③-③④)	④① 1 305 00	
災害減免額	④②	
再差引所得税額(基準所得税額)(④①-④②)	④③ 1 305 00	
復興特別所得税額(④③×2.1%)	④④ 2 740	
所得税及び復興特別所得税の税額(④③+④④)	④⑤ 1 332 40	
外国税額控除等	④⑥	
源泉徴収税額	④⑧	
申告納税額(④⑤-④⑥-④⑧)	④⑨ 1 332 00	
予定納税額(第1期分・第2期分)	⑤①	
第3期分納める税金の税額(④⑨-⑤①)	⑤② △	
公的年金等以外の合計所得金額	⑤③	
配偶者の合計所得金額	⑤④	
専従者給与(控除)額の合計額	⑤⑤	
青色申告特別控除額	⑤⑥	
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	⑤⑦	
未納付の源泉徴収税額	⑤⑧	
本年分で差し引く繰越損失額	⑤⑨	
平均課税対象金額	⑥①	

④① 差引所得税額
③①欄に転記した税額から③②欄、③③欄、③④欄、③⑤～③⑦欄、③⑧～④①欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④③ 再差引所得税額(基準所得税額)
④①欄の金額から「④②災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④④ 復興特別所得税額、④⑤ 所得税及び復興特別所得税の税額
④③欄の金額に2.1%を乗じた金額を④④欄に書いてください。また、④③欄の金額と④④欄の金額の合計額を④⑤欄に書いてください。

④⑨ 申告納税額
④⑤欄の金額から「④⑥～④⑦外国税額控除等」、「④⑧源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

《注意》
この事例の場合、夫が年末調整で配偶者控除の適用を受けていますが、妻が株式等を売却したことにより、妻の合計所得金額(6、9ページ参照)は給与所得の金額(15万円)と上場株式等に係る譲渡所得等の金額(120万円)の合計135万円となりますので、夫の所得税の計算上、「配偶者(特別)控除」(8ページ参照)の適用は受けられません。そのため、妻の申告とは別に、夫も確定申告をする必要があります。

転記します。

第一表(令和2年分以降用)の記入は忘れなく。

振替納税
申告所得税及び復興特別所得税の振替納税を新規にご利用される方は、令和3年3月15日(月)までに「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の45ページの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を手引きから切り離した上、必要事項を記入し、所轄の税務署に提出するか、利用される金融機関へ提出してください(e-Taxにより提出することもできます。)
既に振替納税をご利用の方は提出の必要はありませんが、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続を行うか、異動前の所轄の税務署に、異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「納税地の異動に関する届出書」又は「納税地の変更に関する届出書」を提出する必要があります。
なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

事例2

事例2